苅田港港湾計画書

一軽易な変更ー

平成29年1月

苅田港港湾管理者 福岡県 本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成 9年 5月 第13回福岡県地方港湾審議会
- ・平成 9年 7月 港湾審議会第163回計画部会

の議を経、その後の変更については、

- · 平成14年 7月 第15回福岡県地方港湾審議会
- ・平成15年11月 第17回福岡県地方港湾審議会
- ·平成16年 1月 第18回福岡県地方港湾審議会
- ·平成19年 7月 第22回福岡県地方港湾審議会
- · 平成 2 2 年 2 月 第 2 5 回福岡県地方港湾審議会
- ・平成24年 5月 第27回福岡県地方港湾審議会
- ·平成26年 7月 第30回福岡県地方港湾審議会
- ・平成27年 7月 第32回福岡県地方港湾審議会
- 平成28年 1月 第34回福岡県地方港湾審議会

の議を経た苅田港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

] 次

変更	理由	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
I	土地造	成	及	び	土	地	利	用	計	画		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2

変更理由

新松山地区における土地利用需要の変化に対応するため、新松山地区の 土地利用計画を変更する。

I 土地造成及び土地利用計画

新松山地区における土地利用需要の変化に対応するため、土地利用計画を次のとおり変更する。

(単位:ha)

用法	金 埠頭	港湾	工業	交通		
		関連		機能	緑地	合計
地区名	用地	用地	用地	用地		
茶杯小丁叶种区	(55)	(25)	(56)	(6)	(24)	(167)
新松山地区	55	25	56	6	24	167

- 注)1. () は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接 に関連する土地利用計画で内数である。
 - 2. 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。
 - 3. 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

苅田港港湾計画位置図

